

西小学校 生徒指導規程

2025年（令和7年）7月

福山市立西小学校

～はじめに～

子ども達を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、児童の健全育成に当たっては、児童一人一人の規範意識や自律心を高め、社会的自立を進めていくことが重要となっている。そのような状況の中、児童自身が規範意識を高めるとともに、自分で考えて、決めて、行動する力も高める取組を進める。児童が安全に、安心して学び、生活のできる環境づくりを推進するために、生徒指導の基準となる「西小学校 生徒指導規程」を作成した。「学校生活は、規律や社会的ルールを学ぶ場である」という認識に立ち、ルールやマナーの意味や大切さを児童自身が実感できるよう、この規程に基づき、学校全体としての生徒指導の充実を図る。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童一人一人が安全で楽しい学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

（挨拶）

第2条 学校内外では、友だちや先生、地域の方に、元気よくあいさつをする。

第3条 校長室・職員室・保健室・事務室などへの出入りは、礼儀正しくする。

第4条 言葉づかいは、正しくていねいにする。

（服装）

第5条 校内外の学習活動及び登下校の際は、学校の規定した服装を正しく着用する。
※特別な事情がある場合は、保護者等との話し合いをもち、適切に対応する。

（1）冬服

ア 規定服上着、半ズボン、スカートまたはキュロットスカートを着用する。

イ 規定服の下には、白長袖カッターシャツまたは白ポロシャツを着用する。

ウ 規定の帽子を着用する。

エ セーター、ベストについては、華美でないものを規定服の下に着てもよい。

オ 登下校中、防寒服（ジャンパーなど）、手袋、マフラーを着用してもよい。ただし校舎内では、着用しない。

カ 防寒服、手袋、マフラーは、休憩時間や体育の時間は着用しない。

キ カイロは持ってきてよい。ただし、授業中や休憩時間にポケットから出して触らない。出しているところを見かけたら担任が預かり、下校するときに返却する。

（4）夏服

ア 白半袖カッターシャツ・ポロシャツ、規定服半ズボンまたはスカートを着用する。

イ 規定の帽子を着用する。

（5）その他

ア 名札は、年間を通して規定のものを胸に付ける。

イ ポロシャツなどは、ズボンやスカートの中に入れる。

ウ 体操服は、規定のものを着用する。

（髪型）

第6条 頭髮は、原則として、パーマ・染色などは禁止する。ただし、縮毛矯正や白髪染め等については、児童の実情に応じて柔軟に対応するものとする。

第7条 シュシュやリボンなどの髪飾りは使用しない。

（持ち物）

第8条 持ち物には必ず名前を記入する。

第9条 次の物品については不要物とし、持って来ない。学校内での所持がある場合は、担任等による一時預かりとする。

（1）携帯電話・ゲーム機・カード・音楽プレイヤー機器類

（2）漫画・雑誌類

（3）刃物類

（4）菓子類

- (5) その他、学習に使わない物（シャープペンシル、不要なペン等も含む）

（登下校）

第 10 条 登下校は時間を守り、決められた通学路を安全に通る。

第 11 条 登校は、集団登校で、交通ルールを守って登校する。

第 12 条 一旦登校した後は、校外に出ない。

（欠席・遅刻・早退）

第 13 条 欠席・遅刻・早退をする場合には、事前に保護者が学校に理由や時間等を連絡する。

（学校での生活）

第 14 条 『学校生活のきまり』（別紙）を守って生活する。

※学校生活においての規程については、必要に応じて児童とともに話し合う。

第 3 章 校外生活に関すること

（校外での生活）

第 15 条 児童だけで校区外に出ない。

第 16 条 ゲーム場、ゲームコーナーへの出入りは保護者同伴とする。

第 17 条 長期休業中は『夏休みのくらし』『冬休みのくらし』『春休みのくらし』（別紙）を守って生活する。

（自転車）

第 18 条 自転車に乗るときは、ヘルメットを着用するなどの安全対策をして、交通ルールを守る。

（事故）

第 19 条 校外で何らかの事故にあった場合は、直ちに学校又は担任に連絡する。

第 4 章 特別な指導に関すること

（問題行動への特別な指導）

第 20 条 次のような問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 児童間のけんか、暴力・暴言、いじめ
- (2) 対教師暴力・暴言
- (3) 建造物、器物破損
- (4) 金品強要・恐喝
- (5) 甚だしい授業妨害
- (6) 窃盗・万引き
- (7) 飲酒・喫煙

- (8) その他、法令・法規に違反する行為

- (9) 本校のきまりなどに従わない行為（指導無視及び暴言等）

- (10) その他、学校が教育上指導を必要とする判断した行為

（特別な指導）

第 21 条 特別な指導は、次の通りに行う。

- (1) 発達段階に応じて、自分を見つめさせ、高めさせることのできる指導を行う。
- (2) 原則、複数の教職員で指導にあたる。必要に応じて、校長、教頭も指導に入る。
- (3) 保護者の来校を求めたり、場合によっては、関係機関と連携をとったりして、事後指導の充実に努める。
- (4) 必要に応じて、個別指導を行う。

（個別指導）

第 22 条 個別指導は、次の通りに行う。

- (1) 児童の思いを聞いたり、一緒に話し合ったりして、児童自らの内面を見つめさせることで、自己変革ができる場とする。
- (2) 児童が自らの行為を振り返り、よりよい充実した学校生活を送るために、今後の展望や目標を持つことのできる場とする。
- (3) 個別指導を行う際には、必要に応じて、教科の課題を用意したり、別途学習計画を立てたりして、児童の学習に遅れがでないようにする。

（建造物・器物破損）

第 23 条 建造物及び器物の破損については、弁償すべきものは弁償とする。